

財務省告示第百一號	省令第三十號（第六條第一項の規定に基づき、平成十七年三月二十五日に発行する利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。	平成十七年三月二十四日	財務大臣 谷垣 禎一	一 名称及び記号	二 発行の根拠	の法律及びその	三 振替法の適用等	四 発行方法	五 発行額	六 払込金額
百一號	昭和五十七年大蔵省令（昭五十七年三月二十五日）	三月二十四日	谷垣 禎一	利付国庫債券（五年）（第四十四回）	平成十六年度における財政運営のため公債の発行の特例等に	関係する法律（平成十六年法律第二十号）	平成十三年法律第七十五号以下	日本郵政公社による国債の募集	額面金額で二百三十四億円	二百三十四億八千四百二十四万

七 最低額面金

五 円

八 振替単位

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。

九 発行日

平成十七年三月二十五日

募集の価格

額面金額百円につき百円三十六

十一 利率

年 銭 . 七パーセント

十二 経過利率の払込み

(一) 日本郵政公社総裁は、払込金額に日本郵政公社の算式により算出した金額を第十九号に規定する期日に払い込むものとす。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.7}{100} \times \frac{5}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるもの

については、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は

外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額)を控除すること

ができる。

十三 初期利子

平成十七年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した

十	十	十	十	十		十
九	八	七	六	五		四
払	募	払	元	償	償	後
込	集	場	利	還	還	の
期	期	所	金	金	金	利
日	間		支	額	限	子

平	十	平		日	額	平	利	て	を	毎
成	七	成		本	面	成	子	、	支	年
十	年	十		銀	金	二	を	そ	払	三
七	三	七		行	額	十	支	の	期	月
年	月	年			百	二	払	日	と	二
三	十	三			円	年	う	以	し	十
月	八	月			に	三	。	前	、	日
二	日	十			つ	月		六	各	及
十	ま	五			き	二		月	支	び
五	で	日			百	十		間	払	九
日		か			円	日		に	期	月
		ら						属	に	二
		平						す	お	十
		成						る	い	日

償還利率 $\times \frac{0.7}{100} \times 1$

金の額を支払う。ただし、支払期
 が銀行休業日に当たるときは、
 その翌営業日に支払う（以下、
 次号及び第十五号において規定
 する期日について同じ。）